

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年11月10日
【会社名】	新東工業株式会社
【英訳名】	Sintokogio,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 永井 淳
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦一丁目11番11号
【電話番号】	名古屋(052)582-9214
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート部長 春田 則之
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦一丁目11番11号
【電話番号】	名古屋(052)582-9211
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート部長 春田 則之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 179,902,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	165,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成27年11月10日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	165,200株	179,902,800	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	165,200株	179,902,800	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,089	-	100株	平成27年12月7日	-	平成27年12月7日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
新東工業株式会社 本社 コーポレート部	名古屋市中区錦1-11-11

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社 三菱東京UFJ銀行 名古屋中央支店	名古屋市中区錦3-21-24

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
179,902,800	500,000	179,402,800

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額です。

#### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額179,402,800円については、平成27年12月7日以降、諸費用支払いなどの運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要（平成27年11月10日現在）

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 和地 薫
資本金	10,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%

#### b 提出者と割当予定先との間の関係（平成27年11月10日現在）

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

#### イ) 役員報酬B I P信託の概要

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬B I P信託契約（以下、「B I P信託契約」といい、B I P信託契約に基づき設定される信託を「B I P信託」という。）を締結し、B I P信託を設定いたします。

また、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、B I P信託契約に関する共同受託に関する覚書を締結いたします。この覚書に従い、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者としてB I P信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）といたします。

#### ロ) 役員報酬 B I P 信託の内容

役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託とは、取締役に対して、当社の中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とした、当社株式の交付が行われる株式報酬型の役員報酬制度（以下「本制度」という。）であります。

本制度では、本制度が対象とする期間中に取締役の地位にあった者（以下、「本制度対象者」という。）のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定いたします。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託ロ）は、予め定める株式交付規程に基づき本制度対象者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得いたします。

第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託ロ）が取得した当社株式は、B I P 信託契約に基づき、信託期間内の一定の時期において、株式交付規程に基づき受益者となった者に対して交付いたします。

B I P 信託は株式交付規程に従い、当該株式交付については、当社または信託管理人から受託者である三菱 U F J 信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。また、B I P 信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものといたします。

#### ハ) 参考（本制度の概要）

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	当社取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱 U F J 信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	制度期間中に当社取締役である者のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	平成27年12月3日
信託の期間	平成27年12月3日～平成30年9月30日（予定）
制度開始日	平成27年12月7日
議決権行使	議決権は行使しないものといたします。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	179,902,800円
株式の取得時期	平成27年12月7日
株式の取得方法	第三者割当による当社株式の取得 （第三者割当の方法による自己株式処分）
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。

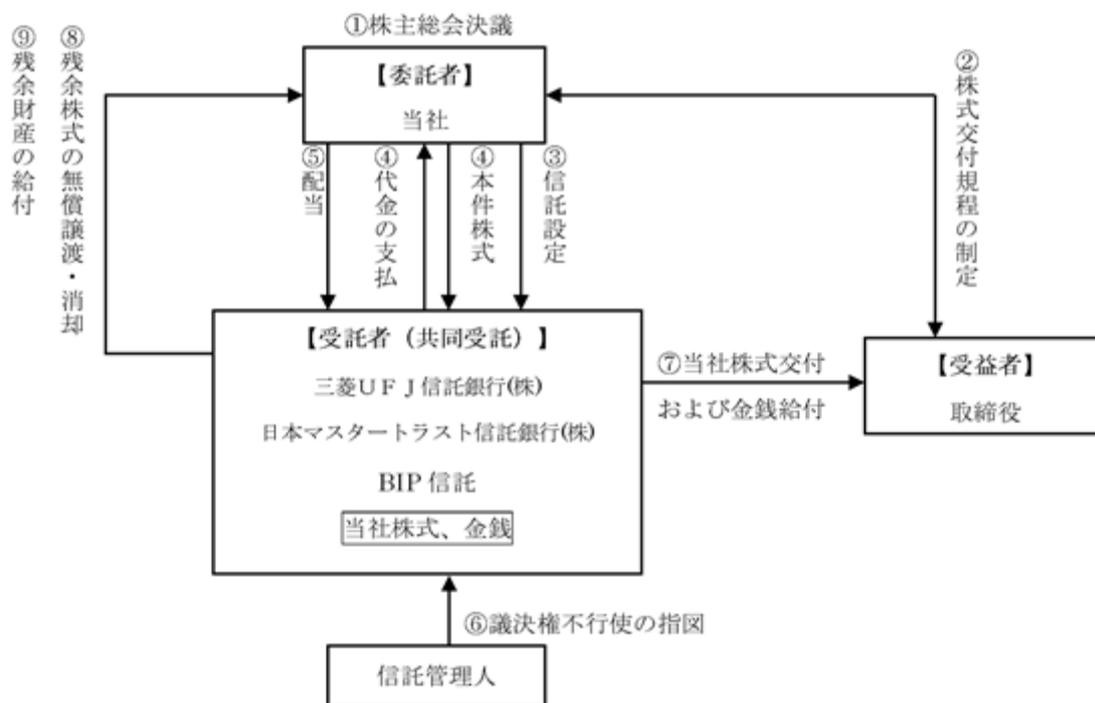
#### 二) B I P 信託から受益者に交付する予定の株式の総数

165,200株（下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数であります。）

#### ホ) 受益者の範囲

制度期間中に当社取締役である者のうち受益者要件を充足する者

## へ) B I P 信託の仕組み



当社は B I P 信託の導入に関して株主総会において役員報酬の承認決議を得ております。

当社は B I P 信託の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。

当社は の本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を三菱UFJ信託銀行株式会社（受託者）に信託し、受益者要件を充足する本制度対象者を受益者とする信託（「本信託」）を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、 で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、 の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。

本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に行われます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託期間中、当社取締役に一定のポイント数が各事業年度ごとに付与されます。一定の受益者要件を満たす本制度対象者に対して、対象期間終了後の一定時期に、付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。

信託期間中における業績目標の未達等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。

本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および当社取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

## c 割当予定先の選定理由

当社では、当社取締役を対象に、当社の中長期的な企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として導入できる報酬スキームを模索しておりました。

本制度の導入にあたっては、三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、同社のコンサルティングの品質等を総合的に判断した結果、本信託契約を締結することといたしました。

そして、本信託契約に関して、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、共同受託者として本信託の事務を行い、信託財産の保管・決済にかかる事務について日本マスタートラスト信託銀行株式会社が分担することから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）が割当予定先として選定されることとなります。

## d 割り当てようとする株式の数

165,200株

## e 割当予定先等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）は信託契約に従い、信託期間中の一定の時期に、本制度対象者に対して役位ならびに業績目標の達成度等に応じて当社株式及びその換価処分金相当額の金銭（以下「株式等」という。）を交付及び給付（以下「交付等」という。）する制度となっております。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、割当予定先が割当日より2年間において本件第三者割当により取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該内容を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、当社は処分先から確約書を取得する予定であります。

## f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から本信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨、本信託契約により確認を行っております。

## g 割当予定先の実態

割当予定先は、本信託契約の共同受託者として、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、本信託契約に従って定められた議決権行使の指図に従い具体的信託事務を担当いたします。その他の包括的管理業務については、本信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が行います。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家（委託者が顧問契約を締結している者を除きます。）であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職（以下「役員等」といいます。）、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者（当社）、受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）が協議の上、選任するものとします。なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 田村稔郎氏とします。

信託管理人は、本信託の信託財産に属する本件株式に係る議決権行使を行うため、本信託契約に従った議決権行使の指図を、書面にて受託者に提出するものとします。指図の内容は、議決権を不行使とするものと、本信託契約により定められております。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係の有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の出資者や出資比率、役員等について、ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」に関する取り組みについて割当予定先の企業行動規範により確認いたしました。

また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについては、割当予定先との契約において確約するものといたします。

その結果、割当予定先が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係の有していないと判断し、その旨の確認書を、東京証券取引所および名古屋証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式の処分は、B I P信託の導入を目的として行います。また、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(以下、「日証協指針」という。)に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日前日(平成27年11月9日)の東京証券取引所における当社株式の終値である1,089円(円未満切捨て)としました。本自己株式処分に係る取締役会決議日前日の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると考えております。

また、当該株価は東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間(平成27年10月10日から平成27年11月9日まで)の終値の平均値である1,032円(円未満切捨て)に105.5%(乖離率5.5%)を乗じた額であり、あるいは同直前3か月間(平成27年8月10日から平成27年11月9日まで)の終値の平均値である1,004円(円未満切捨て)に108.4%(乖離率8.4%)を乗じた額であり、もしくは同直前6か月間(平成27年5月10日から平成27年11月9日まで)の終値の平均値である1,065円(円未満切捨て)に102.2%(乖離率2.2%)を乗じた額であり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員(4名、うち2名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

#### b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬B I P信託口)に対する処分数量につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に本制度対象者に株式等を交付等すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.30%(小数点第3位を四捨五入、平成27年3月末現在の総議決権個数542,148個に対する割合0.30%)と小規模なものです。当社としては、本制度が当社の企業価値向上に繋がるものと考えております。

以上により、本自己株式の処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しています。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	2,289	4.22	2,289	4.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,276	4.19	2,276	4.18
明治安田生命保険相互会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	2,276	4.19	2,276	4.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,782	3.28	1,782	3.27
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	1,668	3.07	1,668	3.06
公益財団法人永井科学技術財団	名古屋市中区錦一丁目11番11号	1,405	2.59	1,405	2.58
ゴールドマン・サックス アンド カンパニー アールイー ジー(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木六丁目10番1号)	1,011	1.86	1,011	1.85
親睦会持株会 理事長 酒井 文男	名古屋市中区錦一丁目11番11号 新東工業株式会社内	1,004	1.85	1,004	1.84
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町一丁目5番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	1,001	1.84	1,001	1.84
ゴールドマン サックス インターナショナル(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木六丁目10番1号)	973	1.79	973	1.78
計	-	15,688	28.93	15,688	28.84

(注) 1 上記表には、当社保有の自己株式を含めておりません。また、当社保有の自己株式2,265,068株(平成27年3月31日現在)は、処分後は1,171,605株(平成27年10月1日以降の単元未満株式の買取り分は含んでいません。)となります。

2 持株比率は当社保有の自己株式を除いて算出しております。

3 処分後の大株主及び持株比率については、平成27年3月31日現在の株主名簿を基準として本自己株式処分による増減株式数を考慮したものであります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第118期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）平成27年6月24日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第119期第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）平成27年8月7日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成27年11月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月24日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成27年11月10日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年11月10日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所  
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。